

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
休日がと日
の翌日)

◇鳥取県立産業体育館管理規則
公布された規則のあらまし

一 目的（第一条関係）

この規則は、鳥取県立産業体育館（以下「産業体育館」という。）の管理に
関し必要な事項を定めることを目的とする」ととした。

二 開館時間（第二条関係）

産業体育館の開館時間は、午前九時から午後十時までとする」ととした。た

だし、知事が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することがで
きることとした。

三 休館日（第三条関係）

1 産業体育館の休館日は、次のとおりとすることとした。

(一) 水曜日

(二) 毎月の第三火曜日

(三) 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの
日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開
館することができることとした。

四 利用の申込み（第四条関係）

1 産業体育館の体育館を専用利用の方法で利用しようとする者又は米子産業
体育館のトレーニング室、会議室等を利用しようとするとする者は、申込書を知事
に提出しなければならないこととした。

- ◇教委規則
 - 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則（経営指導課）
 - 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）
 - 鳥取県会計規則の一部を改正する規則（会計課）
 - 鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則（児童家庭課）
 - 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則（高等学校課）
 - 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部
を改正する規則（教委規則）
 - 鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則（同和教育課）
 - 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
(職員課)
 - 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則を廃止する規則
(職員課)

- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則を廃止する規則
(職員課)

五 利用許可書等の交付（第五条関係）

知事は、産業体育館の利用の許可をしたときは、利用許可書、利用券又は参考証を交付するものとすることとした。

六 施設設備の毀損等の届出（第六条関係）

産業体育館の利用の許可を受けた者は、産業体育館の施設設備を毀損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならぬこととした。

七 使用料の減免（第七条関係）

使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとすることとした。

(一) 小学校体育連盟等が行う大会等（入場料等を徴収しないものに限る。）のため利用するとき。

(二) 商工団体その他の団体が産業の振興のために行う講習会等（入場料等を徴収しないものに限る。）のために利用するとき。

(三) 障害者及びその介護者が当該障害者の健康の保持及び増進を図るために体育馆を利用するとき。

(四) 児童又は生徒が休日等に体育馆を一般利用するとき。

(五) 七十歳以上の者が体育馆を一般利用するとき。

(六) その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。

八 雜則（第八条関係）

この規則に定めるもののほか、産業体育館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

九 施行期日等

1 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

2 鳥取県青少年健全育成条例施行規則について所要の規定の整備を行うこととした。

◇鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

一 理容美容学校奨学資金を「専修学校等奨学資金」に改称することとした。（第一条関係）

二 専修学校等奨学資金の貸付けは、専修学校（専ら職業又は実際生活に必要な能力を育成することを目的とするものに限る。）又は各種学校（修業年限が一年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。）の昼間部又は夜間部に在学している者を対象とすることとした。（第二条、第三条関係）

三 専修学校等奨学資金の月額は、四万九千円と入学年次における納付金（授業料その他知事が定めるものに限る。）の年額の十二分の一の額とを比較して、いずれか低い額とすることとした。（第四条関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 この規則は、平成九年四月一日から施行し、改正後の奨学金の返還に係る規定は、同日以後に奨学金の貸与の決定を受けた者から適用することとした。

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

一 保母試験受験申請書の記載事項から「職業等」を削除するとともに、職歴について、児童福祉施設等の勤務以外の勤務状況の記載を要しないこととすることとした。（様式第三十八号関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

一 養成課程

1 養成課程に花き科を設けることとした。（第二条関係）

2 授業科目及び授業時間数の基準について見直すこととした。（第六条関係）

二 研究課程及び専門技術課程

研究課程及び専門技術課程の設置に伴い、それぞれの科又は専攻、学年定員

について定める」ととした。(第一条関係)

三 研修課程

- 1 研修の種類を農業研修及び国際交流研修(現行 農業者研修及び農村青少年研修)とすることとした。(第二十二条関係)
- 2 研修の受講資格者は、研修の内容に応じて知事が定める者(現行 農業者等)とすることとした。(第二十三条関係)

四 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日等

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

- 2 鳥取県立園芸技術研修所管理規則、鳥取県立営農研修館管理規則及び鳥取県立畜産技術研修所管理規則は、廃止することとした。

◇鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

一 制限地域の区分の設定

- 1 この規則は、第一種制限地域及び第二種制限地域に区分することとした。

(第一条の二関係) 二 制限地域の許可基準の改定

- 1 野立て広告物等の許可基準について広告板及び広告塔の区分を廃止し、その基準を次のとおりとすることとした。(別表第一関係)

- (一) 一面の表示面積が三〇平方メートル以下であること。
- (二) 高さが、第一種制限地域にあっては地面から一〇メートル以下、第二種制限地域にあっては地面から二〇メートル以下であること。

- 2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等の許可基準について広告板及び広告塔の区分を廃止し、その基準を次のとおりとすることとした。(別表第一関係)

- (一) 第一種制限地域にあっては、一建築物につき一個とし、高さが地面から

広告物等を設置する場所までの高さの二分の一以下であり、かつ、一〇メートル以下であること。

(二) 第二種制限地域にあっては、一建築物につき一個とし、高さが地面から広告物等を設置する場所までの高さの三分の一以下であり、かつ、二〇メートル以下であること。

3 広告幕のうち垂れ幕の許可基準を次のとおりとすることとした。(別表第一関係)

(一) 第一種制限地域にあっては、大きさが縦一〇メートル以下、横一メートル以下であること。

(二) 第二種制限地域にあっては、大きさが縦一〇メートル以下、横一・八メートル以下であること。

三 適用除外の基準の改定

1 国の機関等がその事務執行のために表示する広告物等のうち、禁止地域又は第一種制限地域にあっては第一種制限地域の基準に適合するものを、第二種制限地域にあっては第二種制限地域の基準に適合するものののみを適用除外の対象とすることとした。(第六条関係)

2 自己の氏名等を表示するため、自己の居所等に表示等がされるもののうち、知事が別に定める地域にあっては、知事が別に定める基準に適合するものも適用除外とすることとした。(別表第四関係)

四 除却届出書の新設

広告物等を除却した際の届出書の様式を定めることとした。(新第五条の二関係)

五 電気事業法の一部改正等に伴う規定の整備

本規則で引用している電気事業法の条項に移動があつたこと等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

- 1 この規則は、平成九年七月一日から施行することとした。ただし、五は公

布の日から、四是同年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規則

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 契約担当職員が契約書の作成を省略することができる一件当たりの契約金額の限度額

の限度額を百万円（現行 五十万円）未満に引き上げることとした。（第百十一条関係）

二 契約担当職員が部分払いをすることができる一件当たりの契約金額の限度額を百万円（現行 五十万円）未満に引き上げることとした。（第百二十一条関係）

三 麻に指定している機関から鳥取県郡家保健所及び鳥取県根雨保健所を削ることとした。（別表第一関係）

四 鳥取県中部県税事務所の出納員に充てる職を管理課長から総務課長に改めることとした。（別表第一関係）

五 鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部及び鳥取県西部健康福祉センター日野地域保健福祉部については、これを麻とみなし、出納員に総務福祉課長の職にある者を充てることとした。（当初附則第二項関係）

六 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

一 麻における寄附物品の受納、物品の貸付け及び不用品の処分について、知事の承認を省略できる基準額を百万円（現行 五十万円）に引き上げることとした。（第九条、第二十三条、第三十一条関係）

二 麻相互間における物品の保管換えについて、知事の承認を省略できる基準額を帳簿価格が百万円（現行 五十万円）又は見積価格が五十万円（現行 十万円）に引き上げることとした。（第二十七条関係）

三 その他所要の規定の整備することとした。

四 この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。

鳥取県立産業体育館管理規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県規則第二十二号

鳥取県立産業体育館管理規則

鳥取県知事 西 尾 春 次

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成九年二月鳥取県条例第一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立産業体育館（以下「産業体育館」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 産業体育館の開館時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を産業体育館に掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 産業体育館の休館日は、次のとおりとする。

一 水曜日

二 毎月の第三火曜日

三 一月一日から同月三日まで及び十一月二十九日から同月三十日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかるらず、臨時に休館し、

又は休館日に開館することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み)

第四条 産業体育館の体育館を専用利用の方法で利用しようとする者又は鳥取県立米子産業体育館のトレーニング室兼会議室、中会議室若しくは小会議室(以下「会議室等」という。)を利用しようとする者は、様式第一号による申込書を知事に提出しなければならない。

2 産業体育館の体育館を一般利用の方法で利用しようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

3 産業体育館のスポーツ教室に参加しようとする者は、様式第二号による参加申込書を知事に提出しなければならない。

(利用許可書等の交付)

第五条 知事は、産業体育館の利用の許可をしたときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は会議室等を利用する者に対しては様式第三号による利用許可書を、体育館を一般利用の方法で利用する者に対しては様式第四号による利用券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第五号による参加証を交付するものとする。

(施設設備の毀損等の届出)

第六条 条例第三条の規定による許可を受けた者は、産業体育館の施設設備を毀損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならない。

(使用料の減免)

第七条 条例第八条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う大会、講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。
- 二 商工団体その他の団体が産業の振興のために行う講演会、講習会、展示会等(入场料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。
- 三 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健

福祉手帳の交付を受けた者その他知事が特に必要があると認めた心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が当該障害者の健康の保持及び増進を図るために体育館を利用するとき。

四 児童又は生徒が休日等(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。)に体育館を一般利用するとき。

五 七十歳以上の者が体育館を一般利用するとき。

六 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用料の减免を受けようとする者は、様式第六号による减免申請書を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第一項第三号から第五号までに定める事由により使用料の减免を受けようとする者(一般利用の方法で利用しようとする者に限る。)は、同項第三号に定める事由による場合にあっては産業体育館の利用の際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面を提示することをもって、同項第四号に定める事由による場合にあっては口頭により申し出ることをもって、同項第五号に定める事由による場合にあっては運転免許証、国民健康保険被保険者証その他年齢を証する書面を提示することをもって前項の申請書の提出に代えることができる。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、産業体育館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

(鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

2 鳥取県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十六年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第七号を次のように改める。

七 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県立米子産業体育館

平成9年3月28日

鳥取県報公

様式第1号 (第4条関係)

鳥取県立産業体育館利用申込書

職 氏
名 様
年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立(鳥取・米子)産業体育館を利用したいので、申込みます。

次のとおり鳥取県立(鳥取・米子)産業体育館のスポーツ教室に参加したいので、申込みます。

利 用 の 目 的			
1 大体育馆(全面・1／2面・1／3面)			
2 小体育馆			
3 トレーニング室兼會議室 (米子産業体育館のみ)			
4 会議室(中・小) (米子産業体育館のみ)			
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
利 用 予 定 人 員	人	利 用 種 別	1 アマチュア・スポーツ活動 2 その他
入 場 料 等 の 有 無	(円)		
徴 収 の 有 無			
利 用 設 備 等	利 用 設 備 備 照 明 ・ 冷 暖 房		
会 場 責 任 者	氏 名	電 話 番 号	
概 要			

様式第2号 (第4条関係)

鳥取県立産業体育館スポーツ教室参加申込書

職 氏
名 様
年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

(性別) 男・女 (年齢) 歳

連 絡 先

ス ポ ー ツ 教 室 の 種 類	
	住 所
	参 加 者 氏 名
	(性別) 男・女 (年齢) 歳
	連 絡 先
摘 要	

様式第3号（第5条関係）
鳥取県立産業体育館利用許可書
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

利用の目的			
1 大体育馆（全面・1／2面・1／3面）			
2 小体育馆			
3 トレーニング室兼会議室（米子産業体育館のみ）			
4 会 議 室（中・小）（米子産業体育館のみ）			
利 用 期 間	年	月	日 時 分から
利 用 設 備 等	設	備	照 明 ・ 冷 暖 房
使 用 施 設			
使 用 施 設	円	施設使用料	円
使 用 料		設備使用料	円
許 可 の 条 件			
会 場 責 任 者	氏 名	小・中	
	住 所	高	
	電 話 番 号	一般	
摘 要			

次のとおり鳥取県立（鳥取・米子）産業体育館の利用を許可します。

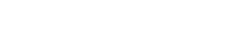
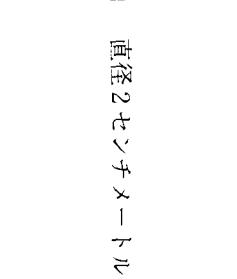
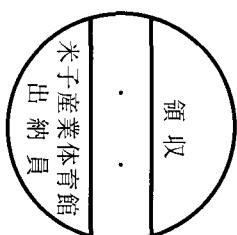
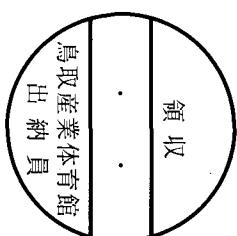
○ 利 用 卸	○	利 用 卸	券
表	年	月	日
¥	¥	鳥取県立（鳥取・米子）産業体育館	

裏

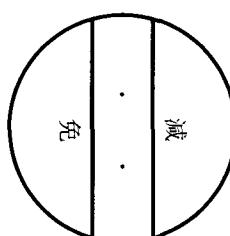
- 備考1 ○印の表示は、次のとおりとする。
- (1) 児童又は中学校の生徒.....
小・中
 - (2) 高等学校の生徒.....
高
 - (3) 学生又は一般人.....
一般

2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。

平成9年3月28日 金曜日



3 心身に障害を有する者及びその介護者、休日等に利用する児童又は生徒並びに70歳以上の者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第5号(第5条関係)

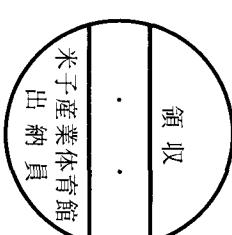
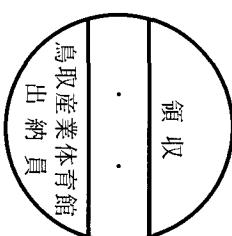
NO. _____	スポーツ教室参加証 NO. _____
○ 参加証控	スポーツ教室の種類(教室) 年 月 日発行
表	住所 住 所
	氏名 氏名
	期間 年 月 日から 年 月 日まで
	¥ ￥
	鳥取県立(鳥取・米子)産業体育館

- 1 この参加証に領収印の無いものは使えません。
- 2 この参加証は、表に書いてあるスポーツ教室に参加するときのほかは使用できません。
- 3 この参加証は、入館するとき係員に見せてください。
- 4 この参加証は、記名者のほかは使用できません。
- 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- 6 この参加証をなくしたり破つたり汚したときは、すぐに届け出してください。

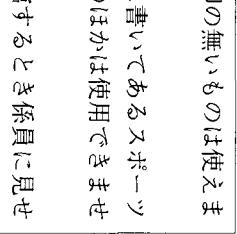
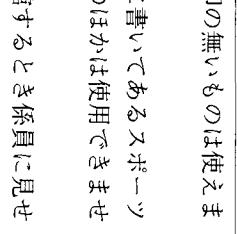
備考1 ○印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 児童又は中学校の生徒..... 小・中
- (2) 高等学校の生徒..... 高
- (3) 学生又は一般人..... 一般

2 参加証に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル



様式第6号(第7条関係)

鳥取県立産業体育館使用料減免申請書

知事等の選職手当の支給に關する規則の一項を改正する規則を以て公布する。

職 氏 名 様
年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県知事 西 尾 昭 次

平成九年三月二十八日

次のとおり鳥取県立(鳥取・米子)産業体育館の使用料を減免してくださるよう申請します。

知事等の選職手当の支給に關する規則(昭和三十七年十一月鳥取県規則第七十四号)の一項を次のように改正す。

第一条中「及び常勤の監査委員」を「常勤の監査委員及び教育長」に改め。
第一項第一号及び第二号並びに第三項中「又は病院事業の管理者」を「病院事業の管理者又は教育長」に改める。

第三項様式中「知事、副知事、出納長、病院事業の管理者」を「知事、副知事、出納

長、病院事業の管理者、教育長」、「

病院事業	率	月	円
の管理者			

」に改める。

利 用 の 目 的			
利 用 施 設			
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使 用 料	円		
使 用 料	施設使用料	円	
使 用 料	設備使用料	円	
減 免 申 請 の 額	施設使用料	円	
減 免 を 必 要 と す る 理 由	設備使用料	円	
摘 要			

〔	病院事業	率	月	円
の管理 者				
病院事業の管理者	率	月	円	
教育長	率	月	円	

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則（昭和六十二年九月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県理容美容学校等奨学資金貸与規則

第一条中「理容美容学校に」を「専修学校又は各種学校に」に、「理容美容学校奨学資金」を「専修学校等奨学資金」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二 専修学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する専修学校（専ら職業又は実際生活に必要な能力を育成することを目的とするものに限る。）

第二条に次の一号を加える。

三 各種学校 学校教育法に規定する各種学校（修業年限が一年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。）

第三条第二号中「理容美容学校の昼間課程又は夜間課程」を「専修学校又は各種学校の昼間部又は夜間部」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）による育英資金、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による修学資金又は鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）による奨学資金の貸与を

受けている者でないこと。

第四条を次のように改める。

（奨学金の額）

第四条 奨学金の月額は、四万九千円と入学年次における納付金（授業料その他知事が定めるものに限る。）の年額の十二分の一の額とを比較して、いずれか低い額とする。

第五条中「理容美容学校」を「専修学校又は各種学校」に、「修業期間」を「修業年限」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害、盜難、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときは、必要と認められる期間、奨学金の貸与期間を延長することができる。

第十三条第一項中「第十一条第一号」を「第十一条第一項」に、「五年」を「十年」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（申請書等の経由）

第十七条 この規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所轄の市町村を経由しなければならない。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

鳥取県専修学校等奨学資金貸与申請書					
フリガナ	郵便番号	申請者氏名	世帯主氏名	世帯主住所	申請者氏名
申請者氏名	住所	(電話)() -	郵便番号	世帯主住所	(電話)() -
在学年	月入学	修業年限	課程	第年次	
学校名	1 専修学校 2 各種学校	年	第年次	年	
所在地	納付金	年額	円	収入	状況(電話)() -
他の奨学資金の貸与の有無	日本育英会の育英資金の貸与 母子及び寡婦福祉修学資金の貸与	有・無	申請者と統柄の給与所得	所得額(年分)	備考
氏名	鳥取県育英奨学資金の貸与	有・無	()	給与以外の所得	
年齢	在学学校名	備考	()	合計	
続柄	備考	()	()	()	
本	()	()	()	()	
人	()	()	()	()	
合	計	()	()	()	

上記のとおり相違ありませんので、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則第6条の規定により、専修学校等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

申請者 氏名
連帯保証人
郵便番号
住所

(印)

申請者との続柄(年月日生)
申請者 氏名 様

- 注 1 在学証明書及び入学年次における納付金の年額を証明する書類を添付すること。
2 身体障害者手帳等の交付者等の場合は、備考欄に記入すること。

様式第2号(第6条関係)

フリガナ	郵便番号	申請者氏名	世帯主氏名	世帯主住所	申請者氏名
フリガナ	郵便番号	申請者氏名	世帯主氏名	世帯主住所	申請者氏名
申請者氏名	住所	(電話)() -	郵便番号	世帯主住所	(電話)() -
在学年	月入学	修業年限	課程	第年次	
学校名	1 専修学校 2 各種学校	年	第年次	年	
所在地	納付金	年額	円	収入	状況(電話)() -
他の奨学資金の貸与の有無	日本育英会の育英資金の貸与 母子及び寡婦福祉修学資金の貸与	有・無	申請者と統柄の給与所得	所得額(年分)	備考
氏名	鳥取県育英奨学資金の貸与	有・無	()	給与以外の所得	
年齢	在学学校名	備考	()	合計	
続柄	備考	()	()	()	
本	()	()	()	()	
人	()	()	()	()	
合	計	()	()	()	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長
氏名

印

注 「所得額」の欄は、市町村長が記入すること。ただし、当該欄の記入については、市町村長発行の所得証明書で替えることができる。

平成9年3月28日曜日

県取公報

「第6条關係」や「(第9条關係)」、「鳥取県理容美容学校奨学資金の」、「鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則」、「鳥取県専修学校等奨学資金返還債務履行猶予申請書」、「鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則」、「殿」や「様」に沿う。

「鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則」、「殿」や「様」に沿う。

「鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則」、「鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則」、「殿」や「様」に沿う。

「鳥取県理容美容学校奨学資金返還細書」、「殿」や「様」に沿う。

「(電話) () - - -」、「殿」や「様」に沿う。

(裏)

鳥取県専修学校等奨学資金返還明細書					
決定番号	第 号	氏名	返還期間		
			借 用 期 間	借 用 月 数	借 用 月 額
			年 月～年 月	月	円
			年 月～年 月	月	円
			年 月～年 月	月	円
			借 用 金 額	合 計	円
			借用終了 年 月 日	借用終了事由 卒業・退学・死亡・辞退・その他 打ち切り	円

〔家族構成〕					
姓	氏 名	年 齢	続柄	職 業	所 得 額 (年 分)
			本人		

〔」

「(電話) () - - -」、「殿」や「様」に沿う。

〔」

「(電話) () - - -」、「殿」や「様」に沿う。

〔」

「(電話) () - - -」、「殿」や「様」に沿う。

〔」

おも、回連絡の出し次第お聞かせをおねがい。

ただし、当該欄の記入については、市町村長発行の所得証明書で替えることができる。
様式第八中の「鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則」や「鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則」に於て、「□□□-□□」や「□□□-□□」や「(電話局番)」や「(電話局番)」や「(電話局番)」と並んで、「殿」や「様」と並ぶ。

様式第九中の「□□□-□□」や「(電話局番)」や「(電話局番)」や「(電話局番)」と並んで、「殿」や「様」と並ぶ。

校等奨学資金貸与規則」に於て、「鳥取県理容美容学校奨学資金の」や「鳥取県専修学校等奨学資金の」、「殿」や「様」と並ぶ。

様式第十中の「鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則」や「鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則」に於て、「□□□-□□」や「(電話局番)」や「(電話局番)」と並んで、「殿」や「様」と並ぶ。

附 則

の規則は、平成九年四月一日からの施行し、改正後の第十二条の規定は、同日以後に第八条の規定による専修学校等奨学資金の貸与の決定を受けた者から適用する。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

鳥取県規則第二十五号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成二年二月鳥取県規則第10号）の一部を次のよう改定する。

第十一條中「(様式第二十一中の)を」のトには「同条第六項による変更届出は、児

童福祉施設認可事項変更届出書（様式第一十一中の）を」を削除。

第十一條を次のとおり改める。

第十一條 省略

「事業の運営方針」

「事業の運営方針」

「事業の運営方針」

「事業の運営方針」

「事業の運営方針」

現住所	(〒)
試験の連絡先 (現住所と異なる場合だけ記入)	(〒)

職業等	職業	勤務所
所	在	地(〒)

平成9年3月28日 金曜日

鳥取県公報

(号外) 第17号 14

(電話)

(電話)

先又は学校名

(電話)

現 住 所	(〒) (電話)
試験の連絡先 (現住所と異なる場合だけ記入)	(〒) (電話)

を

に改め、同様式裏面の注意2中「その他については現在勤務中のものだけを記入すること。」を削る。

附 則

の規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則を(二)に公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県規則第二十六号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則(昭和五十九年二月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「養成課程」を「養成課程等」に改める。

「第二章 養成課程」を「第一章 養成課程等」に改める。

第二条を次のように改める。

(科等及び学年定員)

第一条 養成課程、研究課程及び専門技術課程(以下「養成課程等」という。)の科又は専攻及び学年定員は、次のとおりとする。

課 程	科 又 は 専 攻	学年定員
養成課程	果樹科・野菜科・花き科・畜産科	三十人
研究課程	果樹専攻・野菜専攻・花き専攻・知事が別に定める人数	
専門技術課程	園芸科・畜産科	二十人

第三条から第六条までの規定中「養成課程」を「養成課程等」に改める。

第十条を次のように改める。

(入学資格)

第十条 養成課程等に入学することができる者は、次のとおりとする。

課 程	入 学 資 格
養成課程及び専門技術課程	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項に規定する者
研究課程	大学校の養成課程を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者

第十一條中「養成課程」を「養成課程等」に改め、同条第一号中「調査書」の下に

鳥取県知事 西 尾 比 次

「(専門技術課程に入学しようとする者を除く。)」を加える。

第十八条第一項中「第六条」を「第八条」に改める。

第二十一条の見出しを「(学生寮への入寮)」に改め、同条中「学生」を「養成課程の学生」に、「寄宿舎に入舎」を「学生寮に入寮」に改める。

第二十二条第一項各号を次のように改める。

一 農業研修

二 國際交流研修

第二十三条中「農業者等」を「研修の内容に応じて知事が定める者」に改める。

別表(第六条関係)

一 養成課程

科目専門			教養科目	科目	授業内容	授業時間数
科攻専						
花き	野菜	果樹	園芸共通	共通科目		
・花き各論・花き栽培・花き経営・花き病害虫	・農家等留学研修・卒業論文	・果樹各論・果樹栽培・果樹經營・果樹病害虫	用植物生理・園芸施設・植物育種・園芸作物利	農業経営・農村社会・農業政策・農畜産物流 論・農薬学・土壤肥料・農業気象・農業機械 報処理演習	くらしと経済・くらしと法律・情報処理基礎 ・農村と文学・外国語・体育	二四〇以上
一、七六〇以上	一、七六〇以上	一、七六〇以上	八〇以上	五二〇以上	二四〇以上	五二〇以上

二 研究課程

特別活動	科目専門		科目	授業内容	授業時間数	目 畜 產	
	畜産	園芸					
計	畜産	園芸	農業経営管理・経済学・農業法人・情報処理・農政 時事・国際農業・植物栄養学・地域農業振興・土壤 診断・会計システム・財務分析・税法・農業普及・ 農業法規・教育心理・教育原理	植物育種・植物生長調節・園芸流通加工・環境保全 型園芸経営・植物病害虫・園芸経営管理・複合環境 制御・黒ぼく農業・乾燥地農業・植物バイオテク・農 家等留学研修・卒業論文	一、八二〇以上	八八〇以上	三、二〇〇以上
学校行事・文化活動	畜産	園芸	家畜生理学・飼養管理学・畜産物流加工・家畜環 境保全・家畜病理学・畜産経営管理・家畜生命工学 ・飼料作物・動物バイオテク・農家等留学研修・卒業	一、八二〇以上	一、八二〇以上	六〇〇以上	一、八四〇以上

三 専門技術課程

科 目	授業内容			授業時間数	
	教養科目		専門科目		
	共通科目	専攻科目			
教養科目	情報処理基礎・外国語				
専門科目	農業経営・農業気象・農業機械・農業政策・農業簿記・生物工学	園芸概論・園芸栽培各論・植物生理・植物育種・園芸栽培管理・園芸經營・園芸病害虫・土壌肥料・園芸流通	畜産概論・家畜生理・家畜繁殖・畜産栄養・家畜衛生・家畜審査・飼料作物・畜産經營・人工授精・受精卵移植	一、二二〇以上	
特別活動	学校行事・文化活動・地域活動			一、三二〇以上	
計				一、六〇〇以上	

様式第一号中「養成課程 科」を「 課程 科(専攻)」に改める。

様式第二号中「殿」を「様」に、「養成課程の 科」を「 課程 科(専攻)」に改める。

に改める。

様式第五号から様式第七号までの規定中「殿」を「様」に、「科 年」を「課程 年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

(鳥取県立園芸技術研修所管理規則等の廃止)

2 鳥取県立園芸技術研修所管理規則(昭和五十年四月鳥取県規則第二十五号)、鳥取県立農研修館管理規則(昭和五十年七月鳥取県規則第四十三号)及び鳥取県立畜産技術研修所管理規則(昭和五十九年三月鳥取県規則第二十号)は、廃止する。

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県規則第二十七号

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和三十七年十月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二 条例第三条第一項に規定する地域又は場所(以下「制限地域等」という)のよう

第一条の次に次の二条を加える。
(制限地域等の区分)

第一条の二 条例第三条第一項に規定する地域又は場所(以下「制限地域等」という)は、次の表に掲げる地域又は場所に区分するものとする。

区 分	地 域 又 は 場 所
第一種制限地域	制限地域等のうち第一種制限地域以外の区域
第二種制限地域	制限地域等のうち都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められた区域

(経過措置)

第一条の三 制限地域等において第二種制限地域が第一種制限地域となつた際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件についての第四条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物の表示場所若しくは形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするとき、又は当該物件の設置場所若しくは設置方法を変更しようとするときは、この限りでない。

第五条の二中「様式第二号の三」を「様式第二号の四」に改め、同条を第五条の二とし、第五条の次に次の二条を加える。

(除却の届出)

第五条の二 案例第七条の四の規定による届出をしようとする者は、様式第二号の二に

よる届出書を知事に提出しなければならない。

第六条第一項第一号中「設置するもの」の下に「や次の基準に適合するもの」を加え、

同号に次のように加える。

- イ 禁止地域等又は第一種制限地域にあるものにあつては、別表第一の第一種制限地域に係る基準
 - ロ 第二種制限地域にあるものにあつては、別表第一の第二種制限地域に係る基準
- 第十一条第一項第三号中「第五十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。
- 様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第一号 (第二条関係)

屋外広告物表示 (掲出物件設置) 許可申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所
氏名 (印)

(電話番号)

鳥取県屋外広告物条例第3条第1項の規定により、屋外広告物の表示 (屋外広告物を掲出する物件の設置) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

管 理 者	住 所		
施 行 者	住 所		
氏 名			
屋外広告物	年 月 日 第 号		
設 計 者	住 所		
氏 名			
表示 (設 置) 物 件	分 数		
規 格			
表 示 (設 置) 場 所	里 町 村 大字 番地	表 示 (設 置) 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

注 住所欄及び氏名欄は、法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類

- 1 形状、寸法、材料その他構造に関する仕様書
- 2 付近の見取図
- 3 意匠及び色彩を表す図面
- 4 表示 (設置) 場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類

様式第二号（第三条関係）

屋外広告物許可内容変更許可申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所
氏名

(電話番号)

鳥取県屋外広告物条例第4条第1項の規定により、許可内容の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

管 理 者	住 所
施 行 者	住 所
設 計 者	住 所
變更しようとする物件	区 分
変更しようとする事項及び内容	

注 住所欄及び氏名欄は、法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の
氏名を記載すること。
添付書類（変更に係るものに限る）

- 1 形状、寸法、材料その他の構造に関する仕様書
- 2 付近の見取り図
- 3 意匠及び色彩を表す図面
- 4 表示（設置）場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類

「(第五条の二関係)」又は「(第五条の三関係)」とある画線の欄に
申「(罰則)

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(4) 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

〔第18条の2 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。〕

様式第三号の三（第五条の二関係）

屋外広告物等除却届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所
氏名

(電話番号)

次のとおり屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の除却をしたので、鳥取県屋外広告物条例第7条の4第2項の規定により届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
------------	-----------

表示又は設置の場所			
広告物等の種類			
広告物等の数量			
除却年月日	年	月	日
1 許可の期間が満了した。 2 許可を取り消された。 3 設置し、又は表示する必要がなくなった。 4 経過措置期間を経過した。 5 除却を命ぜられた。 6 滅失した。 7 その他()			

注 1 住所欄及び氏名欄は、法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 「除却の理由」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

別表第一中「(第四条関係)」を「(第一条の二)、(第四条関係)」に改め、同表個別の基準の項第一号ハを次のように改める。

ハ 次に掲げる基準に適合するものによる。」。

(一) 一面の表示面積
110平方メートル以下である。」。

(二) 高さ

(イ) 第一種制限地域にあつては、地面から110メートル以下である。」。

(ロ) 第二種制限地域にあつては、地面から110メートル以下である。」。

別表第一個別基準の項第八号口を次のように改める。

イ 屋上を利用するもの

- (一) 第一種制限地域にあつては、一建築物につき1個以下、高さが地面から広告物等を設置する場所までの高さの1/2以下であり、かつ、110メートル以下であること。
- (二) 第二種制限地域にあつては、一建築物につき1個以下、高さが地面から広告物等を設置する場所までの高さの1/2以下であり、かつ、110メートル以下である。」。

別表第一個別基準の項第八号口を次のように改める。

口 垂れ幕

(一) 第一種制限地域にあつては、大きさが縦110メートル以下、横1メートル以下である。」。

(二) 第一種制限地域にあつては、大きさが縦110メートル以下、横1・八メートル以下である。」。

別表第三第一号に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める地域にあつては、知事が別に定める基準に適合するものである。」。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成九年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条第二項第三号の改正規定 公布の日

二 第五条の二の改正規定及び同条を第五条の二とし、第五条の次に一条を加える改正規定並びに様式第三号の三の改正規定及び同様式を様式第二号の四とし、様式第三号の二の次に一様式を加える改正規定 平成九年四月一日

(経過措置)

2 この規則施行の際現に鳥取県屋外広告物条例第三条第一項又は第四条第一項の規定による許可を受けて屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してくる者の当該許可に係る基準については、なお従前の例による。ただし、この規則の

施行の日以後その者が鳥取県屋外広告物条例第四条第一項の規定による許可を受けようとするときは、この限りでない。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一百十一条第一項第一号中「五十万円」を「百万円」に改める。

第一百二十一条第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項各号を次のように改める。

一 契約金額が百万円以上五百万円未満の契約 一回

二 契約金額が五百万円以上一千万円未満の契約 二回

三 契約金額が一千万円以上二千万円未満の契約 三回

四 契約金額が二千万円以上三千万円未満の契約 四回

五 契約金額が三千万円以上の契約 五回

別表第一鳥取県中部県税事務所の項中「管理課長」を「総務課長」に改め、同表中鳥

取県郡家保健所及び鳥取県根雨保健所の項を削る。

附則第二項を次のように改める。

（経過措置）

2 当分の間、第二条第三号及び別表第一の規定にかかわらず、鳥取県東部健康福祉セ

ンターハ頭地域保健福祉部及び鳥取県西部健康福祉センター日野地域保健福祉部を解とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第五条第二項の規定による出納員には、それぞれ総務福祉課長の職にある者をもって充てる。鳥取県予算規則（昭和三十九年六月鳥取県規則第三十六号）の規定の適用についても、また同様とする。

附則第三項を削る。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改める。

第九条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十三条の見出し中「解」を「解」に改め、同条中「解長」を「解長」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十七条第四項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十一条第三項中「五十万円」を「百万円」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

る。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を、(以下に)公布する。

平成九年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則 (昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号) の一部を次のように改正する。

第一条中「大学」の下に「又は専修学校の専門課程 (修業年限が二年以上のものに限る。)」を加える。

第二条第一号中「大学」の下に「又は専修学校の専門課程 (修業年限が二年以上のものに限る。) (以下「大学等」と云う。)」に改める。

第三条の表中「大学」を「大学等」に、「三万八千円」を「四万円」、「四万七十円」を「四万九千円」に改める。

第四条中「大学」を「大学等」に改める。

第五条各号に列記以外の部分中「大学在学時申請」を「大学等在学時申請」に、「次に」を「次に」に改め、同条第一号中「大学在学時申請」を「大学等在学時申請」に、「大学に」を「大学等に」に改める。

第五条の二第五項及び第五条の三中「大学」を「大学等」に改める。

第十五条第一項第二号中「住所又は職業」を「又は住所」に改め、同項第四号中「職業」を削る。

別記様式第一号の二「大学在学時申請用」及「大学等在学時申請用」を

大学名	※ 国・公・私立 ※ 昼間部・夜間部	学部	大学・学校 (年制)	他の奨学金の 貸与・給付の 有無	※ 有・無
」					

大学名	※ 国・公・私立 ※ 昼間部・夜間部	学部	大学・学校 (年制)	他の奨学金の 貸与・給付の 有無	※ 有・無
」					

別記様式第二号中

大学名	※ 国・公・私立 ※ 昼間部・夜間部	大学	学部 (年制)
」			

「殿」や「様」に改める。

大学名	※ 国・公・私立 ※ 昼間部・夜間部	学部	大学・学校 (年制)
」			

を

大学名	※ 国・公・私立 ※ 昼間部・夜間部	学部	大学・学校 (年制)
」			

を

学校名	卒業、退学、死亡、辞退、その他取りやめ
」	

を

学校名	卒業、退学、死亡、辞退、その他取りやめ
」	

を

平成9年3月28日 金曜日

鳥取県公報

附 則

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2 平成九年四月一日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県教育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成九年三月二十八日

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 端

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する

規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一万円」を「一万千円」に改める。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

人事委員会規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規則

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2 平成九年四月一日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなる者を含む。）に係る修学奨励金の額については、この規則による改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

端

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「一九、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改める。

第十九条の表中「三三、六六〇円」を「一三、一〇〇円」に、「三六、〇五〇円」を「三六、七五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県人事委員会規則第一号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規

則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を次のように改める。

十一 災害救助等作業 次に掲げる作業

(一) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な灾害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの

(二) (一)に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業
第二条に次の二号を加える。

十二 身辺警護等作業 皇族の警衛作業又は人事委員会が定める警護対象者の警護作業

十三 海外犯罪情報収集作業 日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業

第三条第一項第十四号を次のように改める。

十四条 第三条第一項第十七号に掲げる作業 勤務一日につき、次に掲げる警察職

員の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 第二条第十一号(一)に掲げる作業に従事する警察職員 八百四十円
(二) 第二条第十一号(二)に掲げる作業に従事する警察職員 八百四十円の範囲内において人事委員会が定める額

第三条第一項に次の二号を加える。

十五 条例第三条第一項第十八号に掲げる作業 勤務一日につき、次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃（以下「天皇等」という。）の警衛作業に従事する警察職員 千百五十円
(二) その他の警察職員 六百四十円

警察職員の区分	作業の区分		
	身辺警護等作業	天皇等に係るもの	その他のもの
条例第三条第一項第一号又は第五号の作業に従事する警察職員	八百四十円	三百三十円	四百九十円
条例第三条第一項第二号又は第四号の作業に従事する警察職員	九百円	三百九十円	五百五十円
条例第三条第一項第三号の作業に従事する警察職員	七百七十円	二百六十円	四百二十円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第二号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則を廃止する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。